

第四十一号議案

江戸川区立学校設備使用条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区立学校設備使用条例の一部を改正する条例

江戸川区立学校設備使用条例（昭和二十三年九月江戸川区条例第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「教育委員会」を「江戸川区教育委員会」に改める。

第四条中「使用者は」を「使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、」に、「経て」を「得て」に改める。

第五条第二項中「教育委員会規則（以下「規則」という。）」を「江戸川区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）」に改める。

第九条第二号中「規則」を「教育委員会規則」に、「規定」を「規程」に改める。

第十二条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表屋内運動場の項中「四一〇円」を「四二〇円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後に使用する者から適用し、

同日前に使用する者及び同日前に既に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

(説明)

消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の改正に伴い、使用料の額を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。